

グループ交流支援制度

4名以上のグループで宮崎空港発着の国際線を利用する場合、**グループの人数に応じて渡航経費の一部を補助**します！

対象期間

令和6年4月1日宮崎空港出発便～令和7年3月31日宮崎空港到着便 ※予算の上限に達した時点で終了します。

支援の内容

宮崎空港発着の国際線を利用する場合、グループの人数に応じて渡航に要する経費の一部を補助します。また、同一の航空会社により乗り継ぎ利用する場合は、支援額を加算します。

グループ の人数	県内グループ		県外グループ		乗継加算(1人当たり)
	片道利用	往復利用	片道利用	往復利用	
4名～8名	10,000円	20,000円	6,000円	12,000円	同一航空会社を利用して乗り継ぎ 利用する場合、左記の金額に加え、 1人あたり以下の額を加算
9名～13名	20,000円	40,000円	12,000円	24,000円	
14名～18名	30,000円	60,000円	18,000円	36,000円	・ 往復利用 2,000円 ・ 片道利用 1,000円
19名～23名	40,000円	80,000円	24,000円	48,000円	
24名～28名	50,000円	100,000円	30,000円	60,000円	(例) 乗り継ぎ 宮崎 → ソウル → シンガポール (アジアナ航空) (アジアナ航空)
29名～33名	60,000円	120,000円	36,000円	72,000円	
34名～38名	70,000円	140,000円	42,000円	84,000円	
39名～	80,000円	160,000円	48,000円	96,000円	

○条件等

- ① 県内グループとは、以下のいずれかの要件を満たす場合とし、それ以外のグループは県外グループとします。
 - i) 法人格等を有するグループの場合、グループ（グループの事務所等の所在地又は代表者の居住地）の所在地が宮崎県内にあること。
 - ii) グループ構成員の半数以上の居住地が宮崎県内にあること。
- ② 座席を使用しない乳幼児や添乗員はグループ構成員に含まれません。
- ③ 年度をまたぐ渡航は、片道のみについても補助対象となりません。
(例) 令和7年3月30日渡航／令和7年4月2日帰国 → 片道利用も対象外)
- ④ 補助金の振込先は、原則としてグループ代表者の個人口座としますが、グループ名義の口座も可能です。

お申し込み方法

帰国後14日以内に、必要書類を「県民渡航拡大事業事務局」へ提出してください（メールまたは郵送）。

※ただし、14日以内に当該年度の3月31日を迎える場合は3月31日までに提出

【必要書類】※満18歳未満の方は、親権者等の法定代理人による代理申請も可。

- ・ グループ交流支援補助申請書
- ・ 法人格を有するグループの場合、事務所等の所在地または代表者の住所が分かるもの、それ以外の場合、グループ全員の住所が分かるもの（免許証、健康保険証の写し等）※満18歳未満の方は親権者のものでも可
- ・ 空港の航空会社窓口で発行された搭乗券またはその写し（往復利用の場合は計2枚必要）

☎申請様式などは、

「みやざき空旅I宮崎空港振興協議会ホームページ」にてご確認ください。

ホームページURL <http://www.miyazaki-apc.jp>

みやざき空旅

検索



お問合せ先

月曜～金曜

9:30～16:30

県民渡航拡大事業事務局（（一社）宮崎県旅行業協会内）

〒880-0035 宮崎市下北方町常盤元1032-3 プロムナーテ神宮206号

TEL:0985-29-8588 Eメール:kmi-anta@theia.ocn.ne.jp